

盛土規制法に関する事業者向け説明会 質問と回答

No	資料該当頁	質問	回答
1 規制対象・許可・届出等への該当など			
1-1	説明会資料 P9	学校とは？ 墓地とは？ 定義を教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・盛土規制法で規制対象外となる学校とは、学校教育法（S22法律第26号）に基づく学校等で、国又は地方公共団体が管理するものを指します。 ・盛土規制で規制対象外となる墓地とは、墓地、埋葬等に関する法律（S23法律第48号）第2条第5項に規定する墓地等で、国又は地方公共団体が管理するものを指します。
1-2	説明会資料 P9	公共施設用地の考え方 すでに道路、公園等 公共用地として利用されているものの工事が対象外ということでしょうか？新たに新設するもの（例えば帰属する開発道路、もしくは位置指定道路など）も含むのでしょうか？	公共施設用地は、現に公共施設が存在する土地に加え、公共施設の用に供されることが決定している土地を含みます。ただし、工事完了後に地方公共団体に帰属される開発道路や位置指定道路については、工事施行中に公共施設として管理されているものではないことから、当該工事が完成し、地方公共団体に帰属されるまでは、公共施設用地には該当しません。
1-3	説明会資料 P10	建築基準法第42条第1項第5号の道路(通称、位置指定道路)との兼ね合いをどのように扱うのか、教えてください。	盛土規制法の許可が必要な工事で、位置指定道路の指定を受ける場合は、原則、位置指定道路の築造承認と盛土規制法の許可は同時となります。
1-4	説明会資料 P10	土地形質の変更①～③の内容で、土留めの擁壁を設置する場合は許可の対象となるのでしょうか？ 「崖」とはどのような状態を表現しているのでしょうか？ 擁壁を設けた場合も崖と判断されるのでしょうか？	土地の形質の変更①～③は、擁壁を設置する場合でも許可の対象となります。崖とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤以外のものをいい、擁壁の有無は問いません。
1-5	説明会資料 P10	新たに宅地造成工事等規制区域に指定された区域内で建物の建て替えをする際、新たな切土盛土はなく既設擁壁の見え高が1.0mを超える場合、宅造の許可が必要になりますか？	盛土規制法においては、新たな切土や盛土がない場合は、許可は不要となります。
1-6	説明会資料 P10	浄化槽設置等の掘削の取扱いがどうなるのか教えてください。	浄化槽の設置に伴う掘削及び埋戻しは規制対象外です。
1-7	説明会資料 P10	解体時のコンクリート塊、再生砕石などの一時的な2mを超える堆積も対象となりますか。解体時の仮置きの場合は対象外と考えて良いですか。	「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」に該当するものであれば、許可・届出は不要です。
1-8	説明会資料 P10	届出の可否を判断する土地の形質の変更は、工事途中で発生する暫定的な切土・盛土の形状ではなく、工事完了時の形状で判断すれば良いのでしょうか。	お見込みのとおりです。
1-9	説明会資料 P10	建築基準法第88条に基づく工作物(擁壁)との兼ね合いをどのように扱うのか教えてください。	盛土規制法の許可を受けて行われる宅地造成等に関する工事で設置される擁壁については、建築基準法に基づく工作物の確認申請は必要ありませんが、許可を要しない高さ2mを超える擁壁を設置する場合は、建築基準法の確認申請が必要な場合があります。
1-10	説明会資料 P10	<ul style="list-style-type: none"> ・不特定の場所から購入した、土石・土砂・岩石を置いている、現に存在している、又は、これから作ろうとしている資材置場(仮置場)の取扱いがどうなるのか教えてください。 ・不特定に土石・土砂・岩石土の販売をする、現に存在している、又は、これから作ろうとしている資材置場(仮置場)の取扱いがどうなるのか教えてください。 ・不定期に土石・土砂・岩石の搬出搬入を頻繁に繰返す、現に存在している、又は、これから作ろうとしている資材置場(仮置場)の取扱いがどうなるのか、教えてください。 ・上記内容で、盛土規制法の届出・許可が必要な場合、土地所有者、建築業者等へ、許可権者として、どのように周知するのか又は周知しているのか、その方法を教えてください。 ・又、弊社、関係の土地所有者、建築業者等で上記事項の取扱いを知っている人がいないのは、盛土規制法は、土地所有者、建築業者等に関係ないと考えて良いですか、教えてください。 ・又、盛土規制法が必要な場合、現時点で周知が不十分なのは何故か教えてください。 ・又、不十分だとお考えであれば、盛土規制法が社会に与える影響はさいとお考えですか、教えてください。 ・又、同様に、不十分だとお考えであれば、国土交通省から広く周知するように伝えているのか教えてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・資材置場として一時的に土石を堆積する場合は、R7.4.1以前から仮置きしている一定規模以上のものは届け出る必要があります。R7.4.1以降に土石を堆積する資材置場を新たに設ける場合は、一定規模以上のものは許可又は届出が必要となります。 ・販売する商品として仮置きする場合であっても、上記と同様に手続きが必要となる場合があります。 ・搬出入を繰返す場合は、最大の計画堆積量により判断し、一定規模以上の場合は、許可又は届出が必要となります。 ・周知については、これまでも、法律概要の周知、規制候補区域・区域（案）の公表、手引きの公表、説明会の開催等にて行っているところではありますが、引き続き、電話や対面での個別具体的な計画への回答を通じ、十分な周知に繋がるよう取り組んでまいります。 ・なお、周知の方法と時期は次のとおりです。 R5.5：法律の概要の周知 R6.5：規制候補区域の公表 R6.8：規制区域（案）の公表 R6.11：本法の各種手続きの案内チラシの公表 R7.1：盛土規制法の手引き（案）の公表 R7.1～2：事業者向けの説明会の開催（県内3会場） R7.2：事業者向け説明会資料の公表

盛土規制法に関する事業者向け説明会 質問と回答

No	資料該当頁	質問	回答
1-11	－	古く造成が行われている土地の造成に対しての基準となる高さは、どこを考えれば良いのか、教えてください。	高さの扱いは手引き（案）P1-31に示すとおりです。個別判断が必要となる場合がありますので、個別に許可権者へご相談ください。
1-12	－	盛土規制法で届出・完了した後、整地の考え方を開発許可申請と併せて教えてください。	盛土規制法では、高さが2m以下で、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30cmを超えない盛土又は切土であれば許可・届出不要な整地とみなします。 開発許可申請では、敷地地盤高を変更する場合で、その変更高が30cm以下のものであれば形の変更とみなしません。（令和7年4月1日以降に着手する工事が対象）
1-13	説明会資料 P10	土地形質の変更⑤の場合において、計画地面積は500㎡超の場合でも、切土、盛土の工事部分が500㎡以下となる場合、規制対象となるのでしょうか？（駐車場部分で舗装路盤等の工事のみで30cm以下の切盛となる場合はその部分を除外してよいか？） また、その場合、どのように判断されるのでしょうか？（計画地面積が500㎡を超える場合は88条証明は必須？）	規制対象行為の該当については、切土、盛土の工事部分で判断します。そのため、⑤の場合、計画地面積は500㎡超の場合でも、切土、盛土の工事部分が500㎡以下の場合は、規制対象外となります。 30cmを超える部分と超えない部分がある場合の面積の取扱いについては、手引き（案）第一編P1-30をご確認ください。 88条証明については、手引き（案）第一編P1-77をご確認ください。
1-14	説明会資料 P10	計画地が田で、周辺の地盤より現状が低く、周辺地盤と同等又は、周辺地盤面より30cm以下の高さまでの造成となる場合、規制の対象となるのでしょうか？（※擁壁については、新規擁壁、隣地擁壁を利用し、法面(崖)は生じないものとする。）	規制対象行為への該当については、盛土の高さや面積、新設擁壁の高さにより判断することとなります。具体的な図面等を持って、許可権者へご相談ください。
1-15	説明会資料 P13	30cm以下の堆積・盛土・鋤取りならば3,000㎡を超えても届け出の必要は無いと考えれば良いですか。	標高差が30cm以下で、高さが2m以下であれば、届出等は不要です。高さや地盤面の標高差は異なります。詳しくは、手引き（案）P1-31をご確認ください。
1-16	説明会資料 P13	全体の仕上がり高さが、舗装を含み30cmを超える場合、許可・届出が必要ですか。標高差は、舗装を含まずに考えれば良いですか。	盛土規制法の規制対象行為の該当の判断においては、アスファルト舗装、コンクリート舗装等に使用するアスファルト混合物、コンクリート又はモルタルは、土に該当しないものと取り扱うため、それらに該当する部分は、標高差の高さを含みません。また、砕石は土に該当するものと取り扱うため、その部分は標高差の高さを含みます。そのため、一般的なアスファルト舗装の場合、表層や基層がアスファルト混合物で構成されるものは、表層や基層は標高差の高さを含みません。 ただし、規制対象行為に該当する盛土等で許可を要する規模のものとして一体で上記舗装を行う計画の場合は、その部分も含めて、擁壁の荷重や排水などの技術的基準への適合を確認します。
1-17	説明会資料 P16	盛土規制法の申請・届出が必要な規模で、都市計画法の開発許可が不要な場合というのは、あり得るのでしょうか。（建築物の新築を想定した場合）	盛土規制法の申請・届出が必要な規模で、都市計画法の開発許可が不要な場合はあり得ます。（例：都市計画区域外で開発許可が不要な規模(1ha未満)での開発行為だが、盛土規制法の規制対象規模の盛土等を行う場合など）
1-18	説明会資料 P25	工事施工状況の報告は、定期報告時と完了検査申請時とありますが、写真撮影の不足などにより報告内容が満たされない場合に、工事写真の再撮影をおこなうための再度の掘削は盛土規制法の規制対象となりますか。	盛土規制法の許可対象工事については、工事完了まで、周辺に災害を及ぼすことのないよう適切に防災措置を行う必要があります。是正工事により再度の掘削を行うものも同様であり、適切に防災措置を行い施工する必要があります。
1-19	手引き(案) P1-21	掘削土を同一敷地へ仮置きする場合、許可・届出が必要ですか。（高さ・面積等の制限）	「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」に該当するものであれば、許可・届出は不要です。
1-20	手引き(案) P1-21	杭打ちで地中から発生してくる杭残土の堆積も、「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」に該当し、規制の対象外と考えて良いですか。	工事の現場又は工事の現場の付近に堆積するもので、本体工事に係る主任技術者等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものは、許可等は不要です。
1-21	手引き(案) P1-21	「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」については、仮置きの範囲・高さに制限が無いと考えて良いですか。	お見込みのとおりです。なお、規制対象規模の場合は、許可等不要であっても、土地所有者等に対して土地の保全努力義務が課せられ、危険な場合には改善命令等の対象となります。
1-22	手引き(案) P1-21	「②工事の現場の取扱い」について、離れた土地へ仮置きする場合も請負契約図書等に場所の地名地番等を記載することで、同一の工事としてみなして良いですか。	離れた土地であっても、請負契約図書等に工事の現場として位置づけられた土地については、工事の現場として取り扱うことが可能です。
1-23	手引き(案) P1-21	「③工事の現場の付近の取扱い」について隣地に類する土地とはどこまでの範囲を指しますか。	道路を挟んだ向かいの土地、はす向かいの土地を指します。
1-24	手引き(案) P1-26	「建築物等の工作物の建築・築造に伴う掘削及び埋戻しは、土地の形質が変更されたものとみなされないため規制対象外」と記載されていますが、この場合の掘削深さに制限はありませんか。	盛土規制法上は、特に制限はありません。
1-25	手引き(案) P1-26	上記について、規制対象外となる掘削は、山留の有無に関係なく規制対象外と考えて良いですか。	盛土規制法上は、山留の有無に関する決まりはありませんが、規制対象外となるものは、あくまでも建築物等の工作物の建築・築造に伴う掘削及び埋戻しによる範囲のみとなります。

盛土規制法に関する事業者向け説明会 質問と回答

No	資料該当頁	質問	回答
1-26	手引き(案) P1-27	「建築物の一部が擁壁を兼ねる場合」において、建築物施工のために一時的に崖面が露出しますが、2m・5mを超えても一連の工事の中での暫定的な形状と判断されるため、規制対象外と考えて良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
1-27	手引き(案) P1-28	1.8.4 規制対象行為の考え方 (2)既存の崖 について 既存の崖の定義は届出の時点で崖となっているところと考えて良いでしょうか。	工事の計画時点で崖となっているものを既存の崖と取扱いますが、既存の盛土等が一体的な工事とみなされる場合があるため、個別に許可権者へご相談ください。
1-28	手引き(案) P1-32	<p>・盛土規制法に於いて、隣接地する又は近接する場所での工事(開発許可申請の手引き令和5年5月P1-13～1-14に記載と同じ一体的な開発行為とみなす場合(完了後1年以上の新規開発行為))の一体的な造成のイメージと期間について、教えてください。</p> <p>・又、盛土規制法の区域の概念と開発許可申請の区域の概念について、定義を教えてください。</p> <p>・又、区域の概念に違いがあった場合のみなし許可との取扱いを教えてください。</p>	<p>・盛土規制法での隣接地での工事(盛土等)は、原則、期間を問わず一体的な工事(盛土等)と扱います。みなし許可を受けた土地の隣接地等で一体的な工事(盛土等)として扱わない場合もありますが、個々のケースで判断しますので、個別にご相談ください。</p> <p>近接地での工事(盛土等)は、原則、一体的な工事(盛土等)と扱いませんが、時期的近接性の観点から一体と扱う場合があります。時期的近接性について、開発許可申請での1年以内というような明確な基準ではなく、個々のケースで判断しますので、個別にご相談ください。</p> <p>・盛土規制法は盛土、切土や土石の堆積を行う土地及び関連する土地が申請区域となります。(土地の地番の一部も可)</p> <p>開発許可は開発行為を行う一団の土地が申請区域となります。(原則、筆単位)</p> <p>・「みなし許可」での区域の取扱いは、次のとおりです。</p> <p>① 都市計画法において「一体的な開発行為」として扱う範囲を特定し、当該範囲を都市計画法の開発許可(みなし許可)の申請範囲とする。</p> <p>② ①の申請範囲外について、盛土規制法の許可・許可規模未満の届出の要否を判断し、盛土規制法の申請・届出範囲とする。</p> <p>③ 盛土規制法に基づく定期の報告や中間検査の要否は、それぞれの範囲で個々に判断・対応する。</p>
1-29	手引き(案) P1-32	<p>盛土規制法の手引き案P1-32 隣接一体的な工事の考え方の『2)工事中の工事(盛土等)が「①みなし許可を受けている場合」又は②完了後の工事(盛土等)が「盛土規制法の許可又は都市計画法に基づく開発許可(みなし許可を含む)を受けて、完了している場合」は一体的な工事と扱いません。』とあります。</p> <p>都計法基準『完了後1年以内は一体開発』の記述が盛土規制法にはありませんので</p> <p>①みなし許可を受けている場合、すぐに(完了後1年開けなくても)隣接地の盛土規制法申請が可能と考えて良いですか? また、隣接地を「都計法申請orみなし申請」する場合は、都計法基準適用(完了後1年以内は一体開発など)でしょうか?</p> <p>②「完了」=都計法又は盛土規制法の工事検査済証が出ている場合、すぐに隣接地の盛土規制法申請が可能と考えて良いですか?また、隣接地を「都計法申請orみなし申請」する場合は、都計法基準適用(完了後1年以内は一体開発など)でしょうか?</p> <p>③新宅造区域内で、都計法も盛土規制法も許可不要の造成地AをR7.4.1以降に工事着手～完了した後に隣接地Bを盛土等する場合、A+Bの規模では盛土規制法対象工事(30cm以上、500m2以上)となる場合にはA+Bでの盛土規制法の許可申請が必要ですか?都計法基準(完了後1年以降は一体開発でない)の基準は無く、A工事完了とB工事開始の間の期間に関係なく、永遠に一体的な工事の扱いになりますか?</p>	<p>①みなし許可を受けた土地の隣接地での工事(盛土等)に関する扱いは次のとおりです。</p> <p>・隣接地で行う工事(盛土等)が、「都市計画法の開発許可申請における一体開発に当たらない」かつ、「土地の利用形態等から客観的に判断して実質上1つの工事(盛土等)ではない」と認められる場合は、すぐに隣接地での工事(盛土等)に関する盛土規制法の許可申請が可能です。</p> <p>・隣接地で行う工事(盛土等)で開発許可(みなし許可含む)申請をする場合は、開発許可申請における一体開発の扱いを適用します。※完了後1年以内の扱いがあります。</p> <p>②都市計画法又は盛土規制法の検査済証が交付された土地の隣接地での盛土等に関する扱いは①と同様です。</p> <p>③原則、A工事完了とB工事開始の間の期間を問わず一体的な工事(盛土)等と扱いますが、盛土規制法の手引き案に示す条件を満たした場合は一体的な工事と扱いません。個々のケースで判断しますので、個別にご相談ください。</p>

盛土規制法に関する事業者向け説明会 質問と回答

No	資料該当頁	質問	回答
2 他法令関係			
2-1	説明会資料 P9	<p>・2-1 規制対象と規制対象外公共施設用地盛土規制法の規制対象外用地の表内、国または地方公共団体が管理する施設用地省令第1条第2号廃棄物処理施設と記載されていますが、「廃棄物処理施設」とは、一般廃棄物施設かどうか、教えてください。廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃掃法」という。)第15条に基づく産業廃棄物の最終処分場も含まれるか、教えてください。</p> <p>・又、含まれない場合で、盛土規制法に各種基準に合致していない場合の取扱いはどうなるのか、教えてください。</p> <p>・又、含まれない場合で、既に許可を取った場所で、これから数十年以上の産業廃棄物の埋立計画が進行中の取扱いはどうなるのか、教えてください。</p> <p>・又、完了後の跡地利用の取扱いはどうなるのか、教えてください。</p> <p>・又、盛土規制法の届出・許可が必要無かった場合で、廃掃法での変更が生じた場合の取扱いはどうなるのか、教えてください。</p> <p>・又、盛土規制法の届出・許可が必要になった場合で、廃掃法の基準には合致しているが、盛土規制法の基準等に合致していない場合の取扱いはどうなるのか、教えてください。</p>	<p>・盛土規制法で規制対象外となる廃棄物処理施設には、廃掃法上の一般廃棄物処理施設と産業廃棄物処理施設（最終処分場を含む）のいずれも含まれます。</p> <p>・完了後の跡地利用については、最終処分場の埋立て完了後に、廃棄物処理法に基づく廃止の手続き及び区域指定を受けた最終処分場の跡地において盛土等を行う場合は、盛土規制法の許可等が必要となる場合があります。</p> <p>・盛土規制法の手続きの対象外で廃掃法での変更が生じた場合は、廃掃法を所管する部署へお問い合わせください。</p> <p>・新たな盛土等に伴い盛土規制法の許可が必要となる場合は、盛土規制法の基準等を満たす必要があります。</p>
2-2	説明会資料 P10	<p>・森林法で、既に許可を取った場所で、これから数十年以上の土捨場、土採取、仮置場等計画が進行中の取扱いはどうなるのか教えてください。</p> <p>・又、完了後の跡地利用の取扱いはどうなるのか教えてください。</p> <p>・又、盛土規制法の届出・許可が必要無かった場合で、森林法での変更が生じた場合の取扱いはどうなるのか教えてください。</p> <p>・又、盛土規制法の届出・許可が必要になった場合で、森林法の基準には合致しているが、盛土規制法の基準等に合致していない場合の取扱いはどうなるのか教えてください。</p>	<p>・規制区域指定時点で、既に工事中のもので規制対象規模となる場合は、区域指定日から21日以内に規模に応じた届出書類の提出が必要となります。</p> <p>なお、届出された工事の計画の変更がある場合は、新たに許可又は届出が必要になる場合があります。</p> <p>・工事完了後の跡地で、盛土規制法の規制対象規模に該当する新たな行為が行われる場合は、改めて許可や届出の要否を判断することとなります。</p> <p>・森林法での変更が生じた場合の内容が、盛土規制法の規制対象規模になる場合は、盛土規制法の許可や届出が必要となります。</p> <p>・盛土規制法の許可が必要となった場合は、盛土規制法の許可基準にも適合させる必要があります。</p>
2-3	説明会資料 P10	土砂災害警戒区域・特別警戒区域情報・山地災害危険地との兼ね合いをどのように扱うのか、それぞれ教えてください。	盛土規制法においては、他法令の区域によって手続き等が変わることはありません。
2-4	—	土対法の切土・盛土の明確な定義が不明です。（担当者で見解が違う）	土対法の取扱いについての回答は差し控えます。土対法の所管行政庁（担当課）へ個別にお問い合わせください。
2-5	説明会資料 P80	土対法と盛土規制法の双方が関連する工事は、双方への届出が必要ですか。	それぞれの法律に基づき届出等の要否を判断してください。
2-6	説明会資料 P80	盛土規制法の申請と合わせて他法令の申請も必要ですか。	他法令の申請が必要なものは、他法令の規定に従い申請してください。同時申請が必要かどうかについては、各許可権者へお問い合わせください。

盛土規制法に関する事業者向け説明会 質問と回答

No	資料該当頁	質問	回答
3 住民周知関係			
3-1	説明会資料 P17	周知方法にある配布資料は、具体的にどのようなものを念頭に置いていますか。また、周辺住民の範囲について、明確な基準がありますか。	工事概要（工事主、工事場所、工事施行者、工事着手及び完了予定日、盛土等の高さや面積、土量など）を記載した工事のお知らせ資料を想定しています。（参考イメージをHPへ掲載しています） 周辺住民への周知範囲については、説明会資料P18に記載のとおりです。
3-2	説明会資料 P17	<ul style="list-style-type: none"> ・2-9 周辺住民への周知①「周辺地域の住民」とは、周知を行う範囲内の居住者等(事業所の管理者を含む。)を指します。と記載されているが、居住者等とは、住民票がある住民を指していますか、周辺住民への周知に係わる問題です。居住者等の判断方法を教えてください。又、(事業所の管理者を含む。)とありますが、周辺住民への周知に係わる問題です。管理者等を特定する方法を教えてください。 ・又、周知方法の表内の周知方法を行った場合、上記の周知を行う範囲内の居住者等(事業所の管理者を含む。)に周知した事をどの資料で判断するのか、教えてください。 ・又、工事主、工事施行者、申請代理人等が、周辺住民への周知に伴う、上記内容の調査権を地方自治体から付与して貰えないと考えています。周辺住民への周知する為には、まず、盛土規制法に関係する全ての関係者(海外に事業所の管理者がいる場合がありますのでそれを含む。)に、地方自治体が盛土規制法の周知の定義を少なくとも全世界の半数以上に周知して欲しいです。又、その周知の方法も教えてください。 ・周辺住民への通知方法として、岡山県であれば、岡山県のホームページ、「岡山県公法のページ」、「岡山県公報」に記載する。又、自治会等を各市町村に置換える事は、出来なかったのか、教えてください。(周知の範囲を事業所の管理者を含ませている以上、「官報」に掲載もあり得るのではないのですか?) 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民への周知は、工事の円滑な施行を確保し、周辺地域に与える影響に鑑みて、事前に周知するものです。そのため、周知する住民は、住民票の登録の有無に関わらず、盛土等が行われる場所の周辺に現に居住している、又は、生業を営んでいる者を想定しています。なお、居住者等の特定については、個別に居住地や事業所等へ確認する方法や、町内会長や周辺の方に確認する方法等が想定されます。 ・周知したことについては、手引き（案）に記載の周知状況報告書及び添付資料により周知の範囲や方法を確認することとしています。 ・周知の範囲や方法については、説明会資料や手引き（案）に掲載しており、ホームページ等で周知を行っているところですが、引き続き、周知に努めてまいります。 ・なお、周知範囲を自治会等としていることについては、国の示した技術的助言を参考としているものです。
3-3	説明会資料 P18	周知範囲「上記の範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会等の範囲」とありますが、書面配布方式の場合は（一部でも掛かれば）その自治会全世帯への配布が必要ですか？	お見込みのとおりです。
3-4	P18	<ul style="list-style-type: none"> ・2-10 周辺住民への通知② 周知範囲住民への周知は、下記の区分に応じた範囲に周知を行ってください。の表内、住民への周知を行う範囲自治会等とあるが、地方自治法第260条の2に於ける許可を取っている「地縁による団体」を指すのかそれとも、ただの古い慣習による許可の無い、任意の集まりを指すのか、教えてください。 ・もし、両方、又は、ただの古い慣習による許可の無い、任意の集まりを指すのであれば、なぜ、必要なのか、法的根拠を含め、教えてください。又、周辺住民への周知に土地所有者が含まれていないのであれば、なぜ、土地が含まれているだけの自治会等に周知の必要があるのか、法的根拠を含め、教えてください。 ・又、それでも周知が必要な場合、自治会等は、誰に何をすれば良いのか教えてください。法的根拠を含め、教えてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会等は地縁の団体を想定しており、認可の有・無で区別していません。 ・住民への周知は、工事の円滑な施行を確保し、周辺地域に与える影響に鑑みて、事前に周知するものです。なお、周知範囲を自治会等としていることについては、国の示した技術的助言を参考としているものです。 ・自治会等への周知方法としては、例えば、自治会等の会長に自治会等の範囲を確認するなどの方法が考えられます。周知は、盛土規制法施行規則第6条に規定される方法で周知してください。
3-5	説明会資料 P17、18	周辺住民の周知について、反対・異議が出た場合は不許可になるのでしょうか？	許可の判断は、法に基づく許可基準により判断するものとなります。第三者の意見に左右されるものではなく、周辺住民からの反対があったことをもって不許可とするものではありません。 なお、反対・異議があった場合は、工事主の責任において工事内容の十分な理解に努めてください。
3-6	説明会資料 P18、77	「堆積する土石の高さが5m超の場合、当該高さの2倍を超える幅の空気を設けること」と記載されていますが、この空気を設けた場合には、周辺住民への周知②（18頁）は不要と考えてよろしいか。	空気を設けた場合であっても、周辺住民への周知は必要です。
3-7	説明会資料 P18、77	「堆積する土石の高さが5m超の場合、当該高さの2倍を超える幅の空気を設けること」と記載されていますが、鋼矢板を設置する場合も同様の範囲と考えてよろしいか。	鋼矢板を設けた場合は空気を設ける必要はありませんが、周辺住民への周知範囲は変わりません。

盛土規制法に関する事業者向け説明会 質問と回答

No	資料該当頁	質問	回答
4 許可基準（技術基準以外）関係			
4-1	説明会資料 P19	土地所有者等の同意については、No5-23の質問に関係する鋼矢板前面の土地所有者については対象とされていませんが、当局より同意が必要な事を指導されると考えてよろしいか。	工事を行わない土地であっても、許可申請に関連する土地の範囲は申請書5欄の面積に含めることとしており、申請書5欄の範囲については、土地所有者の同意は必要となります。個別判断が必要となる場合がありますので、詳細は許可権者へご相談ください。
4-2	説明会資料 P19	<ul style="list-style-type: none"> ・2-11 許可の基準①（技術的基準以外のもの）土地所有者等の同意書の様式を示してください。 ・開発許可申請と同じように、同意書の宛名が、工事主（開発者）になっているにも関わらず、許可権者が、実印の押印と印鑑証明書を原本を求めるとは、何故ですか？ 法的根拠を含め教えてください。 ・これを機に、開発許可申請の様式を含め原本還付か、様式の宛名を許可権者宛の様式変更を強く求めます。（権利者（同意者）が工事主（開発者）宛に同意した書類を宛名以外の人に渡す行為自体が、法治国家に於いてあり得ない為。又、権利者（同意者）は、工事主（開発者）に宛て出していて、他がそれを取引の意図を持っていると推察出来無い為。） ・併せて、同意書（開発許可を含む。）の日付と印鑑証明書の相互関係が3ヶ月以内で良いか、教えてください。出来ないのであれば、印鑑証明書が必要な法的根拠を教えてください。又、同意書（開発許可を含む。）の日付に付いても盛土規制法（都市計画法も含む。）提出日より、3ヶ月以内である必要があるのか、教えてください。又、盛土規制法（都市計画法）提出日より、3ヶ月以内の場合で、人数が沢山いた場合で、遠方にお住まいの場合、印鑑登録をしていない場合、印鑑証明書の無い国の方の場合、法的根拠を求められる場合があります。その為に、盛土規制法（都市計画法）に関する提出日を超える場合があります。それぞれの対処法を教えてください。 ・盛土規制法の区域の概念によって、本来の依頼者以外が、申請人になる必要が生じた場合、若しくは、後で造成工事をしたために、最初に造成した時期と一体的に見なされた場合の同意書の考え方を教えてください。又、本来の依頼以外で利害関係人となった方から同意書が必要であると理解してもらうための法的根拠とその周知責任の所在のを教えてください。又、その方が、印鑑証明書や同意書（開発許可を含む。）を書いて貰えたり、印鑑証明書を用意して貰えたりするとお考えかどうか、教えてください。又、自治体の職員の方々は、印鑑証明書や同意書（開発許可を含む。）を何度も書いて貰えたり、印鑑証明書を用意して貰えたりするとお考えですか、教えてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同意書の様式については、ホームページでお示ししていますが、内容は、開発許可と同様のものとしています。原本還付が必要な場合は、原本を照合の上、返却する方法も考えられるため、別途、許可権者へご相談ください。 ・土地所有者等の同意については、盛土規制法第12条第2項第4号、及び盛土規制法施行規則第7条第1項第10号により、全ての同意を得たことを証する書面の提出が必要となります。また、その書類に関しては、各許可権者が規則等により定めたものとなります。 ・印鑑証明書については、同意を行った権利者の本人確認のため添付を求めています。 ・同意書の日付と印鑑証明書の相互関係については、盛土規制法及び都市計画法開発許可いずれも規定はありません。また、同意書の日付と盛土規制法及び都市計画法開発許可の提出日についての規定もありません。なお、盛土規制法手引き案P3-21の記入例に印鑑証明書は申請日の3ヶ月前までのものを添付とある部分については削除します。 ・盛土規制法第12条第2項第4号、及び盛土規制法施行規則第7条第1項第10号により、許可を受けようとする者（工事主＝申請者）が、全ての同意を得たことを証する書面を提出する必要があるため、関係権利者へはその旨をご説明ください。
4-3	説明会資料 P20	<ul style="list-style-type: none"> ・2-12 許可の基準②（技術的基準以外のもの）設計者の資格[一定の資格が必要な工事] ② 盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設置に記載されている、盛土又は切土の定義は、盛土規制法の届出又は許可が必要な、と読み替えて良いか教えてください。 ・又、排水施設は、開発許可申請に必要な1ha以上で、必要な排水施設かどうか、定義を教えてください。 ・又、みなし許可（開発許可申請）との整合がどうなるのか教えてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・30cmを超えない部分を含めた許可申請範囲内の盛土又は切土の総面積で、設計者の資格の要否を判断します。※許可申請書10欄口に記載する盛土又は切土をする土地の面積で判断します。 ・政令第16条で定める排水施設の設置に関する技術的基準が適用される排水施設が対象です。※旧宅造法からの変更はありません。 ・都市計画法と盛土規制法では設計者の資格を求める行為（規模）が異なるため、みなし許可（開発許可申請）の場合、両法律の対象行為（規模）があれば、それぞれの設計者の資格を求めることとなります。一方の法律の対象行為（規模）があれば、当該法律の設計者の資格を求めます。
5 技術基準関係			
5-1	説明会資料 P37	のり面の全面保護について、みなし許可の場合で、のり面高さが1m以下についても、全面保護する必要がありますか。また、分譲住宅地などで道路面より宅地地盤を上げるために、長さ0.5m程度、高さ0.2m程度の法面（1:1.8）を設置する場合があります。その場合も盛土規制法、みなし許可ともに全面保護は必要でしょうか。	その土地の状況を踏まえ、地表面の侵食や洗掘から保護する必要がないことが明らかな場合は保護不要です。
5-2	説明会資料 P42	盛土をする場合においては「おおむね30cm以下の厚さの層に分けて土を盛り・・・ローラーその他これに類する建設機械を用いて締固めること」と記載されていますが、この基準は土石の堆積においても適用されると考えてよろしいか。	土石の堆積においては、適用されません。
5-3	説明会資料 P43	盛土のり面の安定性の検討が必要な盛土の5）について、腹付け盛土となる場合の記載がありますが、腹付け盛土の定義はありますか。腹付け型大規模盛土造成宅地の定義はありましたが、腹付け盛土の定義は何でしょうか。見た目判断でしょうか。	腹付け盛土とは勾配1/10超の傾斜地盤上において行われる盛土を指します。

盛土規制法に関する事業者向け説明会 質問と回答

No	資料該当頁	質問	回答
5-4	説明会資料 P44	3-5 地盤に関する技術的基準(3)盛土のり面の検討地震時の安定性の検討と3-5 地盤に関する技術的基準(5)大規模盛土造成地における盛土(2)盛土全体の安定計算① 谷埋め型大規模盛土造成地に記載のある、地域別補正係数を $Z = 0.9$ (岡山県補正係数)を使用した根拠を教えてください。大規模地震に対し岡山県内は相当広いと思われます。おかやま全県統合型GIS震度分布図を元に、細かく補正をかけた根拠を教えてください。	盛土等防災マニュアルV・3・2・4)、V・4・④において、「大地震時の安定計算に必要な水平震度は、0.25に建築基準法施行令第88条第1項に規定するZの数値を乗じて得た数値とする」こととされており、岡山県は全域で $Z=0.9$ と規定されています。
5-5	説明会資料 P44、46	液状化判定をする必要はないのでしょうか。ご教示願います。	手引き(案)2-5に示すとおり、既存資料等により軟弱地盤や液状化地盤の分布状況を確認し、必要に応じて地盤調査、土質調査等を行うなど、盛土の設計に際して必要な対応を行ってください。
5-6	説明会資料 P52	(3)について、十分に強度のある可変側溝やコンクリート水路がある水路、河川に接して擁壁を設ける場合でも管理者と協議のうえ根入れ深さを決定することができませんか？	これまでの都市計画法開発許可、宅地造成等規制法の運用を踏まえ、以下のとおりとします。(手引きは修正します) 河川、水路又は道路に隣接又は近接している擁壁の場合、根入れ深さは各管理者と協議して決定することができます。
5-7	説明会資料 P55	「大規模盛土造成」の定義は、3,000 m ³ 以上の切盛土でしょうか。	大規模盛土造成地については、説明会資料P45に記載の定義をご確認ください。
5-8	説明会資料 P59	盛土規制法基準『現場打ち擁壁の鉄筋のかぶり厚さは、鉛直壁で4 cm以上、底版では6 cm以上』とあります。都計法基準の『5 cm、7 cm』とは異なりますが、盛土規制法の被りとは都計法基準と同様に鉄筋中心からでしょうか？それとも鉄筋表面からでしょうか？	擁壁のかぶり厚さの規定は、鉄筋の表面からとなります。
5-9	説明会資料 P70	「公共の用に供する排水～内径20cm以上とする。雨水管 25cm以上とする。」について公共下水道へ帰属する下水管も対象でしょうか？現在、倉敷市については、φ150の本管で施工しているが、これもφ200に変更する必要が生じてくるのでしょうか？	汚水管渠については、内径20cm以上とします。 その上で、公共下水道へ帰属する下水管は帰属先との協議により決定してください。
5-10	説明会資料 P77	別敷地へ仮置きする際、説明会資料P77の土石堆積に関する技術基準が適用となりますか。	「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」に該当せず、許可を要する規模のものであれば、技術基準が適用されます。
5-11	説明会資料 P77	柵等の設置：国土交通省一般向けパンフレットから引用したと思われる14頁の挿絵では、仮囲いを設置しているようにみえます。鋼板やシート等による仮囲いを設置する必要は無いと考えてよろしいか。	鋼板やシート等による仮囲いは必ずしも設置する必要は無く、ロープ等によることも可能です。
5-12	説明会資料 P77	残コン利用した立方体のコンクリート塊を、経験に基づいて、ほぼ垂直に積み上げた土留め構造は、鋼矢板や擁壁に類する施設と見なしてよろしいか。	残コン利用した立方体のコンクリート塊による土留め構造は、鋼矢板や擁壁に類する施設とみなしません。
5-13	説明会資料 P78	上記に関連して、立方体のコンクリート塊を、公的に認められた指針類に基づいて、階段状に積み上げた土留め構造は、鋼矢板や擁壁に類する施設と見なしてよろしいか。	残コン利用した立方体のコンクリート塊による土留め構造は、鋼矢板や擁壁に類する施設とみなしません。
5-14	説明会資料 P77	「地表水を排除する側溝等の排水施設を設置すること」と記載されていますが、沈砂池などの濁水流出防止の処置は義務化されていないと考えてよろしいか。	お見込みのとおりです。
5-15	説明会資料 P78	「耐候性大型土のう積層工法」設計・施工マニュアル(土木研究センター)に基づいた耐候性大型土のうによる土留め構造は、鋼矢板や擁壁に類する施設と見なしてよろしいか。	耐候性大型土のうによる土留め構造は、鋼矢板や擁壁に類する施設とみなしません。
5-16	説明会資料 P78	上記に関連して、鋼矢板や擁壁に類する施設と見なされる場合、土石の堆積の許可期間は、耐候性大型土のうの耐久年数3年以内と考えてよろしいか。	耐候性大型土のうによる土留め構造は、鋼矢板や擁壁に類する施設とみなしません。
5-17	説明会資料 P78	上記に関連して、鋼矢板や擁壁に類する施設と見なされる場合、対候性大型土のうには防水性が無いので、防水シートも必要と考えてよろしいか。	耐候性大型土のうによる土留め構造は、鋼矢板や擁壁に類する施設とみなしません。
5-18	説明会資料 P78	緩い勾配での堆積：1：2.0よりも緩い勾配が望ましいと記載されていますが、盛土法面の勾配と形状(P43)では、法面勾配は30度以下と記載されているので、30度以下を遵守すれば良いと考えてよろしいか。	堆積する土石の土質に応じて判断することとなりますが、1：2.0よりも緩い勾配が望ましいと考えます。
5-19	説明会資料 P78	緩い勾配での堆積：「一般的な緩勾配のうち、最も緩い勾配(1：2.0)」と記載されていますが、この出典を教示願います。	「盛土等防災マニュアルの解説II(盛土等防災研究会)」XVI・4【解説】2③堆積勾配の規制によります。
5-20	説明会資料 P78	仮設構造物工指針2-12自立式土留め工の設計では「掘削深さが軟弱地盤で概ね3m以浅、良質地盤で4m以浅に適用する」と記載されていますが、堆積する土石の高さ(深さを読替え)もこの範囲に限ると考えてよろしいか。	土石の堆積における土留は、掘削における土留とは条件が異なることも多いと考えられるため、個別具体的な計画をもって、許可権者へご相談ください。

盛土規制法に関する事業者向け説明会 質問と回答

No	資料該当頁	質問	回答
5-21	説明会資料 P78	仮設構造物工指針2-2土質定数では、現地盤からの掘削を対象として土の湿潤単位体積重量やN値からの強度定数の設定が記載されていますが、土石の堆積は盛土なので、擁壁に関する技術的基準（P55）を適用すると考えてよろしいか。	原則として、土質調査等により、堆積する土石に応じた値を設定していただく必要があります。土質試験等を行わない場合は、本手引を含め各種書籍等に記載の方法により、堆積する土石の状況に応じた値を推定し使用することは可能ですが、施工において設計条件を満たさない場合は、適切に設計変更を行い、変更許可を得る必要があります。
5-22	説明会資料 P78	自立式土留め工の設計は、鋼矢板背面側への土石の堆積による主動土圧に対して、鋼矢板前面側の地盤反力で抵抗する構造なので、土石の堆積期間中（最長5年、延長変更あり）は、鋼矢板前面の土地所有者による切土行為は制限されると考えてよろしいか。	盛土規制法の許可基準で制限するものではなく、設計を行う上での前提として、関係する土地所有者の了承を得ておくべきものと考えられます。なお、やむなく設計条件を満たさなくなる行為を行う場合は、設計条件を変更のうえ、変更許可を得る必要があります。
5-23	説明会資料 P78	「堆積した土石を防水性のシート等で覆うこと」と記載されていますが、日々形態が異なる土石の搬入搬出の期間中は、免除されると考えてよろしいか。	省令34条1項2号イで規定された「堆積した土石を防水性のシートで覆う」措置については、堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が浸入することを防ぐという趣旨から、通常時はシートで覆う状態が維持されるべきものと考えます。このため、土石の搬入出が頻繁に行われ、当該措置による対応が適さない土石の堆積については、これによらない措置を検討する必要があります。シート等で覆う措置を講ずる場合には、土石の搬入出作業中にシートを剥がすことはやむを得ませんが、作業終了後は再びシートで覆う必要があります。
6 開発許可関係			
6-1	説明会資料 P58	地盤の許容応力度の表が現都計法基準と異なっており、R7.4.1から適用される新都計法基準は盛土規制法基準に統一されるとの事ですが、現在の審査基準『長期許容支持力=100kN/m2までは地盤調査をしなくても認めている』に変更はありますか？	開発許可申請の手引き（案）P2-82 二 ii のとおりであり、(2) 地盤の長期許容支持力の表は変更となっています。地盤調査の有無については、手引きの記載のとおり、原則、地盤調査等により求めることとなりますが、構造物の重要度によっては、地盤の種別に応じた長期許容支持力（建築基準法施行令第93条）の値を使用することも可能です。
6-2	説明会資料 P102	開発要件が厳しくなったという理解でよろしいでしょうか。	土地の区画形質の変更における「形の変更とみなさない目安」の見直しについては、お見込みのとおりです。
6-3	説明会資料 P105他	以下について、「盛土規制法に基づく許可申請の手引き（案）」と「都市計画法に基づく開発許可申請の手引き（改訂案）」で整合していません。 ※以下、ページ番号は「都市計画法に基づく開発許可申請の手引き（改訂案）」 ・P2-31 その他土地利用状況別流出係数fの表、盛土法手引きには記載のある「※特筆すべき条件がない場合は標準値を用いてよい。」の記載がありません。 ・P2-42 流出係数の表の挿入箇所が違うのではないのでしょうか。 ・P2-63 のり面保護工法一覧表が異なります。 ・P2-75 クーロンの土圧公式における土圧係数算定式Paの適用範囲が異なります。 ・P2-100 渓流を埋め立てる場合の暗渠工の支線の管径が異なります。 ・P3-31 3 開発許可の着手届、添付資料一覧に市街化区域内の農地においては農転通知書の添付を要することを記載すべきではないのでしょうか。 ・P3-31 3 開発許可の着手届、盛土規制法では着手届の提出が2部となっているが、開発許可での着手届提出は1部で良いのでしょうか。	「都市計画法に基づく開発許可申請の手引き（改訂案）」を以下のとおり修正します。 ・P2-31 その他土地利用状況別流出係数fの表末尾に「※特筆すべき条件がない場合は標準値を用いてよい。」の記載を追加します。 ・P2-42 流出係数の表をP2-39 ホ 洪水調節容量Vの算定に移動します。 ・P2-63 法面保護工法一覧表を最新のものに差し替えます。 ・P2-75 クーロンの土圧公式における土圧係数算定式Paの適用範囲を「 $\phi < \beta$ 」に修正します。 ・P2-100 渓流を埋め立てる場合の暗渠工の支線の管径を「20cm以上」に修正します。 ・P3-31 3 開発許可の着手届、添付資料一覧に市街化区域内の農地においては農転通知書の添付を要することを記載します。 ・P3-31 3 開発許可の着手届、開発許可の着手届について、県に提出する場合の提出部数を2部とし、手引き（改訂案）の記載を修正します。
6-4	手引き（案） P2-101	・宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請の手引き(案) 令和7年1月P2-101表6.4.4降雨強度式表内、瀬戸内市の降雨強度式は合っていますか？ ・又、都市計画法に基づく開発許可申請の手引き(改訂案) 令和7年1月P2-31降雨強度式表上欄外t=到達時間(min)になっていますが、合っていますか？ ・併せて、表内、瀬戸内市の降雨強度式は合っていますか？ ・又、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請の手引き(案)令和7年1月P2-101表6.4.4降雨強度式表内、赤磐市の降雨強度式と都市計画法に基づく開発許可申請の手引き(改訂案) 令和7年1月P2-31降雨強度式表内、赤磐市の降雨強度式と違いますが、それぞれ別の降雨強度式で運用するのですか？ ・併せて、盛土規制法では浅口市、都市計画法では浅口市・矢掛町になっていますが、整合は図らないのですか？	・盛土規制法・都市計画法ともに降雨強度式は同じものとなります。 ・瀬戸内市の降雨強度式は記載のとおりです。 ・その他盛土規制法と都市計画法で不整合となっている部分は、都市計画法の記載内容を盛土規制法の内容にあわせ修正します。

盛土規制法に関する事業者向け説明会 質問と回答

No	資料該当頁	質問	回答
7 工事中の届出関係			
7-1	説明会資料 P89	規制区域指定日をまたぐ工事において、工事着手の日の判定は、工事着手届に記載の着手日又は実際の工事着手日どちらになりますか？	実際の工事着手日となります。
7-2	説明会資料 P89	区域指定時をまたぐ工事とは、工事着手届提出（工事準備中、現地未施工）でもよろしいか。現地の施工が始まっていないといけないのでしょうか。また、現地施工は付帯工事等の関連工事でもよいのでしょうか。	現地の工事が始まっている必要があります。工事着手のタイミングは、付帯工事も含め、工事現場において設計図書等と照合して行う最初の土砂の搬入や掘削を指します。
7-3	説明会資料 P89	弊社は林地開発行為許可書を取得し、採土業（真砂土販売）を営業する業者ですが、この度の盛土規制法の届け出が必要でしょうか。	計画されている林地開発行為が盛土規制法の規制対象規模に該当し、区域指定日時点で工事着手済、かつ工事完成前の状態であれば、工事中の届出が必要になります。なお、採石法33条による認可に係る工事など、盛土規制法施行令第5条に規定される災害の発生のおそれがないと認められる工事は、届出は不要となります。
7-4	説明会資料 P89、90	説明会でお話があったかもしれませんが、フローチャートBの場合、届出は工事主等の把握が目的であり技術基準は適用されないということで間違いはないですか？	お見込みのとおりです。ただし、届出対象の盛土等に係る土地の保全努力義務は課せられているため、災害のおそれが大きいと認められる危険な場合には、改善命令の対象となります。
7-5	よくある Q&A 区域指定時点で工事中の届出	規制区域指定時点で工事中の工事の届出の規制区域とは宅造規制区域、特盛規制区域両方を指すのでしょうか。	規制区域とは、宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域内の両方を指します。
8 申請手続関係			
8-1	説明会資料 P19	（提出書類）公図の写し ①公図の写しとは、不動産登記法第14条地図（公図）又は地図に準ずる図面（公図）を提出すれば良いのですか？ ②同上に旧法定外公共物（里道・水路）がある場合、別途手続きが必要ですか？	①お見込みのとおりです。 ②申請区域内の土地の範囲において法定外公共物（里道・水路）がある場合、当該所有者の同意が必要となることから、当該所有者へ用途廃止等の手続きの可否をご確認ください。
8-2	説明会資料 P26	工事完了した日から4日以内など、具体的な期日が設けられていますが、土日祝日を含めて、4日以内でしょうか。また、みなし許可についても、工事完了日から完了届提出は4日以内に届出する必要がありますか。	完了検査については、土日祝日を含めて4日以内に申請が必要ですが、期限（4日目）が休日に該当する場合には翌日となります。また、みなし許可については、都市計画法に基づき工事が完了したときに届出する必要があります。（期限はありませんが速やかに届出をしてください。）
8-3	説明会資料 P82	申請地は地番指定による申請ですか。〇〇番地の一部としてもよろしいか。	申請地は筆の一部とすることも可能です。
8-4	説明会資料 P82	経緯度の表示は対象区域のどの部分についての座標値を記載すべきでしょうか。特に長狭物が対象地になる場合等を教えてください。	緯度・経度は、許可後の公表時に、許可等の場所をポイントで示す際の座標値として使用されます。そのため、工事場所のうち、代表的な地点となる場所の座標値を記載してください。
8-5	説明会資料 P90	届出書類の④地形図とはどんなものですか。どこで取得すればいいですか。	地形図は2mの標高差を示す等高線の記入のある地図となります。都市計画図や国土地理院HPの地理院地図などを活用していただくことも可能です。
8-6	手引き（案） P1-3	手引き（案）P1-3で「単なる土捨て行為も規制の対象」とありますが、元請けとして、業として営む残土処分場へ土を搬出する際は工事主は残土処分業者であるため、許可申請者は残土処分業者と考えれば良いでしょうか。	お見込みのとおりです。

盛土規制法に関する事業者向け説明会 質問と回答

No	資料該当頁	質問	回答
9 処理期間関係			
9-1	説明会資料 P17	表内、宅地造成又は特定盛土等・土石の堆積にそれぞれにある工事の着手予定日及び完了予定日に、中間検査と完了検査が含まれるので、それぞれの予定年月日を記載できません。それぞれの標準処理日数と実際の予定日数を教えてください。	規模等により一概には言えませんが、県の場合、市町村経由も含めた標準処理期間としては、一回の中間検査に約2週間程度、完了検査に約1か月程度を見込んでいます。また、この標準処理期間には、事前相談や指摘への補正に要する期間は含まれません。なお、完了検査は、完了予定日以降に実施することとなります。
9-2	説明会資料 P23	特定工程（暗渠）を含む工事で必要となる中間検査は、検査の申請⇒検査⇒合格証の交付後でないと続きの工事が施工ができないと記載されています。申請から合格証の交付までの期間はどの程度と想定されていますか。できる限り短縮をお願いします。	規模等により一概には言えませんが、県の場合、市町村経由も含めた標準処理期間として、一回の中間検査に、申請から合格証の交付まで約2週間程度を見込んでいますが、できる限り速やかに対応します。なお、この標準処理期間には、事前相談や指摘への補正に要する期間は含まれません。
9-3	説明会資料 P80、96	想定される申請期間はどれくらいでしょうか。みなし許可の場合の申請期間は開発許可のみのスケジュールと比べて長くなりますか。また、盛土規制法の基準の審査はどのタイミングでされますか（29条？32条？事前？）	規模等により一概には言えませんが、県の場合、市町村経由も含めた標準処理期間として盛土規制法の許可申請は、宅地造成又は特定盛土等で約1.5ヶ月程度、土石の堆積で3週間程度を見込んでいます。また、この標準処理期間には、事前相談や指摘への補正に要する期間は含まれません。みなし許可の場合、開発許可のみと同等の標準処理期間を見込んでいます。また、盛土規制法の技術基準等の審査は、開発許可申請の審査の中で行います。
9-4	説明会資料 P84、104	新設のその他の変更について許可になるまでのおおよその目安は？（変更許可だとおおむね1か月位ですが）	その他の変更については、許可とは異なり、申請書類修正申告書を提出し、内容の確認をもって手続きは完了します。なお、変更事項について、許可を要する変更許可に該当するか、許可を要しない軽微な変更又はその他の変更のいずれに該当するかは、事前に許可権者へ確認をお願いします。
10 建築確認申請への添付書類関係			
10-1	説明会資料 P94	市街化区域で1000㎡を超える場合又は非線引区域で3000㎡を超える場合に、盛土規制法施行規則第88条による証明と、都市計画法施行規則第60条による証明はどちらも必要になりますか。	みなし許可の制度はありますが、岡山県建築基準法等運用基準において、盛土規制法施行規則第88条による証明と、都市計画法施行規則第60条による証明の建築確認申請への添付を必須とはしておりません。各証明の可否については特定行政庁又は民間確認検査機関へお問い合わせください。 なお、特定行政庁又は民間確認検査機関の運用として、確認申請への添付図書として、盛土規制法の許可対象の場合は許可証を、許可規模未満の届出対象の場合は、「盛土規制法 手続きの可否の判定フロー」を添付する予定です。
10-2	説明会資料 P16	HPに掲載の設計者記名欄を設けた「手続き判定フロー」で「手続き不要」であれば、建築確認手続きにおいて支障なしと判断してよいのでしょうか。配置図に記載は必要でしょうか。（新たな造成工事なしなど）	許可対象の場合は許可証を、許可規模未満の届出対象の場合は、「盛土規制法 手続きの可否の判定フロー」を添付し、当該添付が困難な場合は、配置図へ「許可基準に適合する旨及びその根拠」又は「許可が不要である旨及びその根拠」を明示してください。
10-3	説明会資料 P93	・4-14 建築確認申請への添付書類①について、建築士、建築設計事務所等への周知はどのように行われたのか、教えてください。 ・弊社に関係のある建築士、建築設計事務所等にこの話をしたところ、知らないとの回答でしたが、その建築士、建築設計事務所等への周知義務は、地方自治体には無いと考えているか、教えてください。	建築確認申請への添付書類については、特定行政庁及び民間確認検査機関により周知がなされることとなりますが、県の建築部局としては設計者向け説明会において説明を行っており、今後ホームページ等により周知に努めてまいります。 また、盛土規制部局としても、（一社）岡山県建築士会や（一社）岡山県建築士事務所協会による広報誌等を通じて、本説明会にて周知を図ったものですが、引き続き、周知に努めてまいります。

盛土規制法に関する事業者向け説明会 質問と回答

No	資料該当頁	質問	回答
1 1 その他			
11-1	説明会資料 P27	過去になされた盛土等について、所有者責任は現所有者にありますか。	過去になされた盛土等であっても、現在の土地の所有者、管理者又は占有者は、常時安全な状態に維持するよう努める必要があります。 また、災害防止のため必要なときは、土地所有者等だけでなく、無許可の盛土等を行った原因行為者に対しても是正措置等の命令が発せられる可能性があります。
11-2	－	・今回の説明から4月までの間に変更等が生じる場合の費用負担の責任を明示して下さい。(不動産業者・設計事務所・建築士・行政書士・設計者・土木建築業者等の責任でない旨を明記。)。 ・又、早急に、盛土規制法に関係のある事業に携わる方に周知してください。又、その周知方法と時期について、教えてください。今回の説明で、盛土規制法に関する周知は、十分だとお考えですか、教えてください。	・盛土規制法の施行に伴い、計画の変更等が生じる場合があるかもしれませんが、ご理解のほど、よろしくお願ひします。 ・周知については、これまでも、法律概要の周知、規制候補区域・区域(案)の公表、手引きの公表、説明会の開催等に行っているところでありますが、引き続き、電話や対面での個別具体的な計画への回答を通じ、十分な周知に繋がるよう取り組んでまいります。 ・なお、周知の方法と時期は次のとおりです。 R5.5：法律の概要の周知 R6.5：規制候補区域の公表 R6.8：規制区域(案)の公表 R6.11：本法の各種手続きの案内チラシの公表 R7.1：盛土規制法の手引き(案)の公表 R7.1～2：事業者向けの説明会の開催(県内3会場) R7.2：事業者向け説明会資料の公表
11-3	説明会資料 P23、24、 25、26、 27、85、 104	・2-15 中間検査を遅滞なくすみやかに検査ができるのか知りたいので、どんな体制で取り組むのか教えてください。併せて、完了検査についても教えてください。 ・申請代理人が、工事施工管理を受けていない、若しくは、受けることが出来ない代理人だった場合で、中間検査の申請責任の所在について教えてください。又、その場合、工事施行者への周知の責任所在に着いても教えてください。 ・2-16 定期報告についても、2-15と同じ内容を教えてください。 ・2-17 工事施工状況の報告についても、2-15と同じ内容を教えてください。 ・2-18 完了検査等についても、2-15と同じ内容を教えてください。 ・2-19 その他についても、2-15と同じ内容を教えてください。 ・4-6 許可を受けた工事における工事写真①②についても、2-15と同じ内容を教えてください。 ・5-3 開発許可の運用の変更点についても、2-15と同じ内容を教えてください。	・県では、申請・届出の受付を市町村にお願いすることとしており、市町村を経由して手続き書面を受理します。 ・そのため、岡山市・倉敷市・玉野市・笠岡市と比べ、多少、受付に時間を要しますが、手続きの代理者と日程調整の上、可能な限り、速やかな中間検査や完了検査となるよう取り組んでまいります。 ・2-15から2-18、及び5-3の申請等については、許可を受けた者が行う手続きとなります。 ・また工事施行者の選定は法律上規定はないため、一般的には工事主において行うことが想定されます。 ・各種申請等に伴う工事の施行については、工事施行者も含めた関係者で情報共有の上、手続きを行っていただきますようお願いいたします。 ・2-19については、盛土等を安全に保つ責務について規定した内容で、法22条又は41条に規定した土地所有者等による土地の保全等に関するものとなります。
11-4	－	これを機に、技術的基準全般(都市計画法、盛土規制法・建築基準法・森林法・廃棄物の処理及び清掃に関する法律・砕石法・道路法・河川法等)を一括して指導、審査(各法令による各種申請書類除く。(技術的基準全般に係る書類以外。))することが出来る部署を作る事が出来れば、今まで、全てバラバラに審査していた人員を集約出来、実績の積み重ねも集約出来ると思います。又、中間検査、完了検査等もスムーズに進めると思うのですが、各議員若しくは、県知事又は市長に相談した方が良いと思うか、教えてください。	今後のより良い事務体制の検討のための貴重なご意見とさせていただきます。